

B法人制度導入に当たっての懸念

- 外国法事務弁護士は、日本法に関する法律事務の取扱いが禁止されているが、弁護士と外国法事務弁護士が共に社員となるB法人の設立を認めた場合に、外国法事務弁護士である社員が、社員又は使用人である弁護士を介して日本法に関する法律事務を取り扱うおそれがあるのではないかと懸念されている。
- B法人について、外国法共同事業と比較して、意思決定を内部で誰が行っているかが見えにくいと、外国法事務弁護士による権限外の法律事務の取扱いを外部から確認することがより困難となるのではないかと懸念されている。

外国弁護士制度研究会における上記懸念の解消のための方策の検討

- B法人の日本法に関する法律事務の取扱いについては、弁護士である社員のみが意思決定を行い、その各自が内部的執行をし、及びB法人を代表するものとする。
- ①個人の外国法事務弁護士が弁護士を雇用する場合(※1)及び②個人の外国法事務弁護士が弁護士又は弁護士法人との間で外国法共同事業を行う場合(※2)と同様に、B法人の日本法に関する法律事務について弁護士である社員が行う意思決定、内部的執行及び代表行為に不当な関与をすることを禁止する等の規制を設けるものとする。

(「外国弁護士制度研究会報告書(平成21年12月24日外国弁護士制度研究会)」から抜粋)

- (※1)外国法事務弁護士が①その権限外の法律事務の取扱いについて、被用者である弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をすること及び②被用者である弁護士が自ら行う法律事務であって当該外国法事務弁護士の権限外の法律事務に当たるものの取扱いについて不当な関与をすることがそれぞれ禁止されている(外弁法第49条第1項及び第3項)。
- (※2)外国法事務弁護士が、外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であって当該外国法事務弁護士の権限外の法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をすることが禁止されている(外弁法第49条の2)。
- (※3)外国法事務弁護士法人(A法人)が、①弁護士を雇用する場合及び②弁護士又は弁護士法人との間で外国法共同事業を行う場合についても、同様の規制を設けている(外弁法の一部を改正する法律(平成26年法律第29号)第50条の11第1項、第3項及び第4項並びに第50条の12)。
- (※4)外弁法の規定に違反して権限外の法律事務を行った場合には、懲戒処分の対象となる(外弁法第51条第1項)。さらに、その中でも特に違法性の強い一定の類型については、罰則規定が設けられている(外弁法第63条)。



- 外国法事務弁護士が法人制度を利用して権限外の業務を行うことを容易にするのではないかと懸念を払拭するには至らず、A法人の設立を可能とする外弁法の一部を改正する法律(平成26年法律第29号:平成26年4月25日公布)に、B法人制度の導入に関する内容は盛り込まれなかった。

参照条文

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(抄)

(職務外の法律事務の取扱いの禁止)

第四条 外国法事務弁護士は、前条第一項の規定による職務の範囲を超えて法律事務を行ってはならない。

(権限外法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等)

第四十九条 外国法事務弁護士であつて弁護士又は外国法事務弁護士を雇用するものは、自己の第三条及び第五条から第五条の三までに規定する業務の範囲を超える法律事務(以下「権限外法律事務」という。)の取扱いについて、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をしてはならない。

2 前項の規定に違反してされた命令を受けて、使用者である外国法事務弁護士が権限外法律事務を行うことに関与した弁護士又は外国法事務弁護士は、これが雇用関係に基づく業務上の命令に従つたものであることを理由として、懲戒その他の責任を免れることができない。

3 外国法事務弁護士であつて弁護士又は外国法事務弁護士を雇用するものは、第一項に規定するもののほか、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士が自ら行う法律事務であつて当該使用者である外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

(外国法共同事業における不当関与の禁止)

第四十九条の二 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

(業務の範囲を超える法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等)

第五十条の十一 外国法事務弁護士法人は、自己の業務の範囲を超える法律事務の取扱いについて、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をしてはならない。

2 前項の規定に違反してされた命令を受けて、使用者である外国法事務弁護士法人が自己の業務の範囲を超える法律事務を行うことに関与した弁護士又は外国法事務弁護士は、これが雇用関係に基づく業務上の命令に従つたものであることを理由として、懲戒その他の責任を免れることができない。

3 外国法事務弁護士法人は、第一項に規定するもののほか、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士が自ら行う法律事務であつて当該使用者である外国法事務弁護士法人の業務の範囲を超える法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

4 外国法事務弁護士法人の社員は、当該外国法事務弁護士法人が雇用する弁護士又は外国法事務弁護士が自ら行う法律事務であつて当該社員の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

(外国法共同事業における不当関与の禁止)

第五十条の十二 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該外国法事務弁護士法人の業務の範囲を超える法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

2 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人の社員は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該社員の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

(懲戒事由及び懲戒権者)

第五十一条 外国法事務弁護士は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則中外国法事務弁護士に関する規定に違反し、所属弁護士会又は日本弁護士連合会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

2 (略)

第六十三条 外国法事務弁護士が、業務に関し、次の各号に掲げる法律事務を行つたときは、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 国内の裁判所における訴訟事件(刑事に関するものを除く。)、非訟事件、家事審判事件、民事執行事件、民事保全事件その他民事に関する事件の手續についての代理
- 二 刑事に関する事件の手續についての代理、刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動又は逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐
- 三 国内の行政庁に対する異議申立て、審査請求その他の不服申立事件の手續についての代理
- 四 国内において効力を有し、又は有した法(原資格国法若しくは指定法に含まれる条約その他の国際法又は第五条の二第一項の規定により特定外国法に関する法律事務を行う場合の特定外国法に含まれる条約その他の国際法を除く。)の解釈又は適用についての書面による鑑定